

1 審査会の結論

本件審査請求に係る令和4年5月19日付け大商第176号により大田原市長（以下「実施機関」という。）が行った情報部分公開決定を取り消し、全部公開すべきである。

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が大田原市情報公開条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、令和4年4月28日付けで行った情報公開請求に対し、実施機関が令和4年5月19日付け大商第176号で行った情報部分公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

「株式会社大田原ツーリズムの株主名及びそれぞれの保有株式数がわかるもの」の情報公開請求に対して、大田原市に関する部分のみを公開し、他の株主に関する情報については、条例第6条第2号の規定に該当するため公開しない（以下「非公開」という。）との通知を受けたが、その決定に不服があるため審査請求を行った。

①大田原市が1人株主で設立した株式会社が後日、民間企業等に新たに増資分の株式引受けを求め、市と共同出資者の地位を与えたことの情報公開は、株主である法人等に不利益を生じさせることが明らかであるとの判断は失当である。

何故なら、市が公益に資する事業を行うために設立した公設の会社への共同出資を認められ、或いは要請された民間企業にとっては、自治体から社会的正当性を発揮している企業であると高く評価された証左であると共に、企業イメージの高揚、他地区での事業展開に際しても高い信用力を発揮できるなど、本来の企業活動にも特権的優位性を与えられたにも等しく、従って「株式会社大田原ツーリズムの共同出資企業である、と公表されることによって当該法人等に不利益を与えることが明らかである。」との判断は失当と言える。

②資本参加の法人等は株主になっていることを「企業上の秘密、財産上の秘密」として知られたくないならば、市民の税金を資本に活動する公益事業に出資しない選択も採り得たものである。

③公設の会社に利潤を追求すべき民間企業の共同出資を許すと、少数株主権の行使等により、公益性を最優先とする事業展開に支障を来す恐れ等も懸念されることから、共同出資法人を選別する際には、市執行者が特別に信頼を抱ける企業のみとなることは容易に想像できる。

即ち、市執行者と特別な信頼関係にある法人のみが新株を引き受けるため、公正さ、公明さを貫くことも求められる所以である。現に、市の公共事業発注業務に最も関わる当時の市副市長が、市公共事業受注業者の組合役員と面談し、共同出資に協力してくれるよう申請した旨、市議会で発言している。

④非公開事由に該当するか否かは、単なるプライバシー保護や知られたくないとの思いだけで決定するのではなく、その利益は法的保護に実質的に値する正当なものか、又、その利益侵害の程度がそれを非公開とすることによる弊害と比較した時どうであるかなど、総合的に検討することが必要とされている。

⑤ある株式会社の株主になっている、という事実の公表が企業秘密を侵し、財産上の秘密に属するものなので取り返しがつかない不利益を当該法人にもたらすとの判断に至った根拠を示して戴きたい。

会社法第125条第1項では「株式会社は株主名簿を本店に備え置かなければならない。」とし、第2項では「株主及び債権者は株式会社の営業時間内はいつでも株主名簿の閲覧、謄写の請求ができる。」と規定されている。

民間企業においてさえ公開されているのに、市民の税金で設立された会社に共同出資者として名を連ねて、成功すれば役員報酬や株主配当金受領などの利益を受ける可能性のある地位に在ることを市民に衆知されることを拒否する権利を主張することが妥当な権利、利益だろうか。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

①株主名簿記載の18社（本市を除く。）にとっては、株式会社大田原ツーリズムの株式の保有の有無、保有している株数及び出資金額は、当該株主にとって財産状況の具体的な内容であり、当該法人にとっては、いかなる企業にどれだけの金額を出資しているかという会社としての経営方針や経理に関わる企業上の秘密及び財産上の秘密に属する情報である。

②非公開とする事由については、条例第6条各号の規定への該当性について十分検討した上で決定している。また、同条は、他の保護すべき法的利益と市民の知る権利との調整を図ること、かつ、非公開とする情報をあらかじめ定めるところにより、非公開とすることにより保護される利益を明確にするとともに、非公開情報の範囲を明確かつ合理的に画し、市の機関に公開しないことができる権限を与えることを趣旨としており、条例の非公開事由該当性をもっぱら行政機関側の主観的判断のみで決しているわけではなく、非公開とすることによる弊害、公開することによる有用性及び公益性について配慮していないわけではない。

③情報を公開することによって生じる不利益は未然に防止しなければならず、条例第6条第2号の規定では、当該法人等に不利益を与えることが明らかであると認められ

る場合に非公開とするものである。不利益を与えることが明らかであると認められるものとは、営業・販売に関する情報若しくは人事、経営方針、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等若しくは事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの又は法人等若しくは事業を営む個人の名誉、信用、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれる情報をいうと解される。情報の公開により生じる不利益の内容や発生する確率は予測し難いものであり、想定し得る不利益の可能性が否定できないことから条例の非公開事由に該当すると判断したものである。想定される不利益が具体的あるいは現実的でないことを判断する明確な基準はなく、不利益の発生を完全に否定する根拠はないことから、おそれがあることをもって足りると判断した。

不利益を与えることが明らかであると認められるものについては、本市以外の株主名及びそれぞれの保有株式がわかるものを記載した部分といった個々の株主に関する情報を公にした場合に、株式会社大田原ツーリズムと当該株主との信頼関係が損なわれるというおそれがあるためであり、前述したとおり、想定される不利益が具体的あるいは現実的でないことを判断する明確な基準はなく、不利益の発生を完全に否定する根拠はないことから、おそれがあることをもって足りると判断すべきであり、非公開部分の判断については妥当性があると考えます。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例の基本的な理念は、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報の一層の公開を図ることで、市の活動を市民に説明する責務が全うされるよう努めるとともに、市民の市政への参加を一層促進し、開かれた市政の実現を図ろうとするものであり、当審査会は、審査請求人及び実施機関それぞれの主張から、以下判断するものである。

(2) 本件審査請求に係る処分について

条例第6条では、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開しないことができる。」と規定している。

実施機関は、3③のとおり、特定した対象文書には同条第2号に該当する非公開情報が含まれるとして、当該非公開情報の部分を除いた部分を公開する本件審査請求に係る処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求に係る処分で非公開とされた部分は非公開情報に該当しないとして処分の取消しを求めていることから、実施機関が非公開とした部分に係る非公開情報の該当性について、以下検討する。

条例第6条第2号の該当性について

ア 条例第6条第2号では、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該営業に関す

る情報」であって、「公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの」及び「実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に規定する「法人等若しくは個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」等を除き、非公開とする旨規定している。

イ 実施機関は弁明書で、不利益を与えることが明らかであると認められる理由として、「本市以外の株主名及びそれぞれの保有株式がわかるものを記載した部分といった個々の株主に関する情報を公にした場合に、株式会社大田原ツーリズムと当該株主との信頼関係が損なわれるというおそれがあるため」とした。

ウ しかし、他自治体の同様の事案の答申書、判例を見ても、また、情報公開の趣旨からいっても、おそれがあるということが明白に推察されるものでないと、不利益を与えることが明らかであると認められない。

エ また、「公開しないとの条件で任意に提出された」の部分に関しても、（地方自治法第221条に規定する予算の執行に関する長の）調査権に基づき、市は資料の提出を求めることができるため、該当しない。

よって、本件審査請求に係る処分で非公開とした全ての情報は、条例第6条第2号の規定に該当しないため、同号に規定する非公開とすべき法人等に関する情報には該当しない。

以上により、実施機関が審査請求人の情報公開請求に対して、条例第7条の規定により部分公開を行った本件審査請求に係る処分は、妥当ではない。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
令和4年 9月15日	実施機関が審査会に諮問（弁明書の写しを添付）
10月27日	第1回審査会（審議）
12月20日	第2回審査会（審議）
令和5年 1月20日	第3回審査会（書面審議）

調査審議を行った委員の氏名

田村正幸、小林雅彦、品川尚子、藤沼孝幸、筒井雅治